

特定求職者雇用開発助成金の 助成対象となる雇用形態について

「特定就職困難者コース」、「発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース」、「生活保護受給者等雇用開発コース」で助成対象となる雇用形態は以下のとおりです。

(※「就職氷河期世代安定雇用実現コース」は、雇入れ時点で正規雇用の場合のみが対象となります。)

① 正規雇用で雇入れ

対象となります

② 無期雇用で雇入れ

対象となります

(期間の定め「なし」の雇用形態)

※注意

③ 有期雇用で雇入れ

自動更新または本人が望む限り更新できる契約になっている場合のみ対象となります (※)

(期間の定め「あり」の雇用形態)

※有期雇用の場合、本人の勤務成績やその時の業務量、会社の経営状況等により更新するかどうかを判断する雇用契約になっている場合、助成対象とはなりません。

① 正規雇用、② 無期雇用で雇入れた場合

(例1) 正社員などの「無期雇用」で対象労働者を雇入れた場合

労働条件通知書	
	年 月 日
殿	事業場名称・所在地 使用者職氏名
契約期間	期間の定めなし(令和4年12月1日～) 期間の定めあり(令和 年 月 日～ 令和 年 月 日) ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 1 契約の更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があります・契約の更新はしない・その他()] 2 契約の更新は次により判断する。 (・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ・その他())
退職に関する事項	1 定年制 (有(60歳), 無) 2 継続雇用制度 (有(65歳まで),) 3 自己都合退職の手続(退職する 日以上前に 4 解雇の事由及び手続 ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条

「定年」が60歳でも、「継続雇用制度」で65歳までの雇用できることが明記されていれば、65歳以上に達するまで、という要件を満たしていると判断します。

③有期雇用で雇入れた場合（例1）

契約社員のような、期間の定めのある雇用で採用し、更新にあたっての条件がなく自動的に更新する雇用契約の場合

労働条件通知書	
年 月 日	
殿	
事業場名称・所在地 使用者職氏名	
契約期間	期間の定めなし、 期間の定めあり （令和4年 10月 1日～ 令和5年 3月31日） ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 1 契約の更新の有無 自動的に更新する ・更新する場合があります得る・契約の更新はしない・その他（ ）] 2 契約の更新は次により判断する。 （ ・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ・その他（ ）

ただし、このように、「**自動的に更新する**」に○がされている場合、対象労働者が希望する限り、更新が可能と判断でき、期間の定めのない無期雇用と同等とみなすことができます。そして、併せて、65歳以上に達するまで継続して雇用することも明記されていれば、継続して雇用することが確実である、とみなされ、対象となります。

③有期雇用で雇入れた場合（例2）

契約社員のような、期間の定めのある雇用で採用し、更新にあたって条件が付されている雇用契約の場合

労働条件通知書	
年 月 日	
殿	
事業場名称・所在地 使用者職氏名	
契約期間	期間の定めなし、 期間の定めあり （令和4年 10月 1日～ 令和5年 3月31日） ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入
	1 契約の更新の有無 [自動的に更新する] 更新する場合があります ・契約の更新はしない・その他（ ）]
	2 契約の更新は次により判断する。 (・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力) ・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ・その他（)

「更新する場合があります」となっており、更新にあたって条件が付されている場合、対象労働者が希望する限り更新が可能、と見なすことができないため、継続して雇用することが確実とは言えません。

よって、このような雇用契約の場合、支給要件を満たさず**不支給となります**。

※参考

特定求職者雇用開発助成金 支給要領（抜粋）

（特定就職困難者コース）

0201 支給対象事業主

特困コースは、次のイからトまでのいずれにも該当する事業主（以下「支給対象事業主」という。）に対して支給するものとする。

イ 0202イからタまでのいずれかに該当する求職者（ただし、0202ロからタまでについては、0901イに該当する者を除き、雇い入れられた日現在における満年齢が65歳未満の者に限る。以下「対象労働者」という。）を安定所若しくは運輸局又は適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者等（「雇用安定事業の実施等について」別添2「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書について」（平成25年5月16日付け職発0516第19号、能発0516第4号、雇児発0516第9号。以下「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書について」という。）参照）（以下「安定所等」と総称する。）による特困コース又は成長分野等人材確保・育成コース（第2各助成金別要領の5特定求職者雇用開発助成金の(5)成長分野等人材確保・育成コース。以下「成長コース」という。）の対象労働者として明示した職業紹介により、一般被保険者（雇保法第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者（雇保法第37条の2に規定する高年齢被保険者、雇保法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者及び雇保法第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く雇用保険の被保険者）をいう。以下同じ）又は高年齢被保険者として雇い入れ、かつ、**雇入れ日時点で当該対象労働者を継続して雇用（正規雇用または無期雇用、若しくは有期雇用であっても対象労働者が望む限り更新することができ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上（ただし0204イ(ハ)の者にあっては3年以上）であることをいう。以下「継続雇用」という。）**することが確実であると認められ、支給対象期（0203参照）の末日において対象労働者を継続して雇用している事業主であること。